江戸川区児童育成支援拠点事業業務委託事業者選定基準

1 基本的事項

選定は「江戸川区児童育成支援拠点事業業務委託選定委員会」が行う。

第一次審査は書類審査、第二次審査はヒアリングを実施する。審査の実施にあたっては「内容評価」と「価格評価」を行い、以下の視点に基づいて評価ポイントを設定し、ポイント総計の高い順に決定する。

2 選定基準

評価項目		評価の着眼点
内容評価点	事業実施の目的と姿勢、 理念等について	・法人として業務を行う上での姿勢、目的
		・子どもの最善の利益の実現のために大切にすること
		・区との連携、協働の在り方
	運営体制について	・児童等への相談対応及び関係機関との連携方法について
		・事故等による緊急時対応について
		・開設予定地域の特徴、周辺状況、安全への配慮等
		・諸室の配置、面積、避難経路等
		・開所日数、時間設定等における考え方
		・支援内容について
	職員の配置等について	・職員の配置について
		・職員への研修計画について
		・個人情報の取り扱いについて
価格評価点	本事業に係る価格設定	・価格設定の妥当性

3 その他

次の要件に該当した場合は、適正審査の対象から除外する

- (1) 所定の日時及び場所に事業実施計画書を提出しない場合
- (2) 一つの参加事業者が複数の事業実施計画書を提出した場合
- (3) 誤字、脱字により提案内容が不明確である場合
- (4) 本プロポーザルに関する資格、条件等に違反した場合
- (5) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (6) 本プロポーザルへの申込後に江戸川区児童育成支援拠点事業業務委託事業者選定委員及 び特別職を含む区職員(所管課への手続き等に関するものを除く)に、直接又は間接を問 わず接触を求めた場合
- (7) その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為をおこなった場合